

夏まつりへ行こう!

2012

おのみち住吉花火まつり

日時 7月28日(土) 19:30~21:30
※荒天時は翌日順延
場所 尾道水道
(打上総数:13,000発)



■市営駐車場休業

まつりに伴い、7月27日(金)・28日(土)は、次のとおり市営駐車場を休業します。

◎市役所南駐車場 7月27日(金) 22:00~28日(土)終日
◎久保駐車場 7月28日(土) 18:00~22:30
※この時間内は車両の出入りができません。
(荒天時は翌日順延)

<注意事項>

◎市役所南駐車場について

駐車場の営業は7月27日(金) 22時までとし、花火見物する場所として開放するのは、28日(土)午前0時からとなります。それ以前に駐車場内に置かれている物(敷物等)は撤去します。

また、花火の場所取りについては、27日(金)17時から市役所庁舎東側に一列で並んでいただき、28日(土)午前0時から順番に入場していただきます。その際は、警備員の指示に従っていただきますようお願いいたします。

◎久保駐車場について

上記の時間帯は車両が出入りできないほか、駐車場利用者も18:30~花火終了(21:30予定)の間は、駐車場内に立ち入りできません。

☎総務課(☎0848-25-7332)

■ごみの分別回収にご協力ください~きれいなまつり事業~

◎ごみ分別回収ステーション設置

設置日時 7月28日(土) 17:00~22:30
設置場所 尾道駅前、ベルポール広場、公会堂前、ゆとりの広場、尾道渡船尾道側乗場付近

◎ごみ分別回収ボランティア募集

活動日時 7月28日(土) 17:00~22:30
7月29日(日) 7:00~9:30

※7月20日(金)までに、お申し込みください。詳しくはホームページをご覧ください。

☎尾道住吉会(尾道商工会議所内 ☎0848-22-2165)

🌐 <http://onomichi-cci.or.jp/hanabi/>

因島水軍まつり ~島まつり~

日時 8月4日(土) 10:00~
場所 因島水軍城周辺
内容 村上水軍出陣式、先人感謝祭
☎因島水軍まつり実行委員会(☎0845-26-6212)



2012宮島さん協賛いのしま水軍花火大会

日時 7月21日(土) 20:30~21:00
※荒天時は翌日順延
場所 土生港周辺(因島土生町)
※花火開始1発目には、一般公募で選ばれたデザイン花火「八朔」と2発目に「いろいろな色の花火」を打ち上げます。
(打上総数:3,000発)



※当日は、因島観光協会ホームページで開催状況が確認できます。インターネット生中継もあります。

■臨時駐車場は600台(無料)です。また、路線バス臨時便で21:30土生港発尾道駅前行き(1便・有料)を運行します。

●7月21日(土)まで、土生町商店街(愛はぶ亭)でデザイン花火展示会を行っています。(月~金曜9:00~14:00と土曜夜店開催中)

☎いのしま水軍花火大会実行委員会(☎0845-26-6212)
(当日のみ:運営本部 ☎0845-22-0032/14:00~19:00)

御調町夏まつり

日時 8月15日(水) 17:00~
場所 御調中央小学校、商店街、クロスロードみつぎほか
内容 踊り自慢コンテスト、有名人によるライブイベント、パレードほか
☎尾道しまなみ商工会御調支所(☎0848-76-0282)



第34回瀬戸田町夏まつり

日時 8月18日(土) 16:30~21:00
※小雨決行、荒天時は翌日順延
場所 瀬戸田サンセットビーチ
内容 【花火】全長300mの海上ナイアガラの滝と県下最大級の15号玉など(打上総数:3,000発)【ステージ】広島県警察音楽隊ほか
■会場には一般駐車場はありません。当日は、島内各所の臨時駐車場からシャトルバス(有料)を運行します。
☎瀬戸田町夏まつり実行委員会(☎0845-27-2008)



※その他の祭・イベント等については、今月号の折込チラシをご覧ください。

「尾道市歴史的風致維持向上計画」の認定式が行われました

歴史まちづくり法(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)に基づき、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣より認定を受けた「尾道市歴史的風致維持向上計画」の認定式が行われました。

■この計画の重点区域内において下記の補助制度を設けています。

○まちなみ形成事業補助

歴史的建造物等(建築後長期間年数が経過し、歴史的資料等のある建造物・工作物)の所有者または管理者が、景観形成の方針(色彩等の基準)に沿った外観の修理や変更等を行う場合、経費の3分の2(最大200万円)を助成します。

○沿道建造物等修景事業補助

沿道建造物等(道路美装化対象路線等に面する建築物・工作物等)の所有者または管理者が、景観形成の方針(色彩等の基準)に沿った外観の整備等を行う場合、経費の3分の2(最大20万円)を助成します。

○空き家再生促進事業補助

空き家(概ね1年以上継続して使用されず、建築後30年以上の建築物)の所有者または賃借者等が、台所や浴室等を改修して居住する場合、経費の3分の2(最大30万円)を助成します。

○老朽危険建物除却促進事業補助

老朽危険建物(周辺の景観および住環境を悪化させ放置されており、不良度判定基準により認定された建築



認定式は、6月6日国土交通省の津島国土交通大臣政務官室で行われ、同じく県内で初めて認定を受けた小坂竹原市長とともに認定書を受け取りました。(左から、小坂竹原市長、津島国土交通大臣政務官、平谷尾道市長)

物)の所有者または所有者の相続人等が、解体業者による除去を行う場合、経費の3分の2(最大60万円)を助成します。

※それぞれの補助制度により対象者や対象事業内容などの要件が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

☎まちづくり推進課(☎0848-25-7222)



カメラさんぽ

少年少女囲碁大会で対戦

6月10日、公会堂別館で「文部科学大臣杯少年少女囲碁大会」の級位者・初心者向け大会が行われ、24人の小・中学生が参加しました。4クラスに分かれて対戦し、参加者全員に日本棋院の棋力認定状と記念品が贈られました。



お口の健康をチェックしよう

6月9日、総合福祉センターで歯の衛生週間行事「歯っぴーフェスティバル」があり、就学前の子どもの対象にした歯科健診やフッ素塗布、ブラッシング相談などが行われました。



マンガの描き方を学ぼう

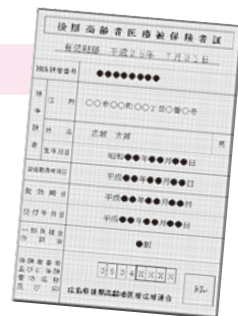
5月26日と6月2日、公会堂別館で「尾道マンガ大賞展ワークショップ」が行われ、プロが使う用紙や道具を使用して作品を模写するなどマンガの描き方を学びました。



林芙美子をしのんで

6月24日、芙美子像前で「第22回あじさいき」があり、土堂小学校の児童による合唱や参加者によるあじさい献花などが行われました。

後期高齢者医療に加入している皆さんへ



①保険証(被保険者証)は、8月1日から変わります

- ◆新しい保険証は水色です。7月24日(火)以降に送付する予定です。8月になっても保険証が届かない時は、ご連絡ください。
- ◆8月1日(水)以降に病院へ行く際には、必ず新しい保険証を窓口へ提示してください。
- ◆古い紫色の保険証は、自分で廃棄するか、保険年金課・各支所(御調は御調保健福祉センター)へ返却してください。
- 病院等の窓口で支払う一部負担金の割合

後期高齢者医療制度の保険証(被保険者証)の負担割合は、毎年8月1日に前年の収入に対する市民税の課税所得を基礎として、1割または3割の判定を行います。

○負担割合の判定基準

[一次判定]

ア 同一世帯の被保険者において

市民税課税所得の金額	負担割合
145万円以上	3割
145万円未満	1割

[二次判定]

イ 同一世帯の被保険者・70歳以上の世帯員において

収入の合計が	負担割合
複数世帯:520万円以上 単身世帯:383万円以上	3割
[注1] 複数世帯:520万円未満 単身世帯:383万円未満 単身世帯の383万円以上の人で他に70~74歳の人がいる世帯:520万円未満	1割

申請により

- ※単身世帯とは同一世帯の被保険者が1人の世帯、複数世帯とは同一世帯に被保険者が2人以上いる世帯です。
- ※課税所得とは、所得から地方税法上の扶養控除など各種控除を差し引いた額です。ただし、特例として、更新の前年12月31日時点においても被保険者で、かつ世帯主であり、その時19歳未満で合計所得金額38万円以下の世帯員がいる場合、一人につき12万円(16歳未満であれば33万円)をさらに差し引きます。
- 収入とは、「市民税の課税所得額の計算上収入金額とすべき収入」のことです。

【例】平成24年8月~平成25年7月の判定…平成23年中(1月~12月)の収入であり、平成24年1月1日の属する年度分の地方税の規定による市民税の課税所得額の計算上、収入額とすべき金額。事業・不動産などの収入も含む。

※実線の矢印は、申請により負担割合が変更となることを示しています。(一時判定で負担割合が「3割」の人が[注1]に該当する場合)

②該当する人は、申請により負担区分が変わります(基準収入額適用申請)

課税所得による負担区分が「3割」の人でも、平成23年中の収入の合計額が一定額に満たない場合は、申請により「1割」になる人がいます。該当すると思われる人には、6月中旬に申請手続きの案内を送付しています。

上の表で「課税所得」または「収入額」をご確認のうえ、該当すると思われる人で案内が届かない場合等は、お問い合わせください。

申請に必要なもの 保険証、印鑑(朱肉を使うもの)、対象者の収入がわかるもの(確定申告書の写しなど)

③限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新

市民税非課税世帯(認定証へ「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」を表示)の人が受診した場合、医療機関に減額認定証を保険証に添えて提示することにより、医療費の1カ月あたりの支払金額が自己負担限度額までになり、食事代等も減額されます。

今までに減額認定証の申請をしている人で、24年度も引き続き市民税非課税世帯に属する人へは、新しい減額認定証(古い認定証と同じ色)を保険証に同封して送付します。手続きは不要です。

まだ申請していない人で、減額認定証が必要な人は、随時受け付けています。保険証・印鑑を持参のうえ申請してください。

●低所得者Ⅱの人で長期入院に該当する人は、別途申請が必要です。

長期入院に該当する人は、後期高齢者医療の減額認定証で低所得者Ⅱの認定後12カ月以内の期間(低所得者Ⅱの認定後の期間に限る)での入院日数が90日を超えた場合に、食事の負担額がさらに減額となります。再度申請を行ってください。

市民税非課税世帯で低所得者Ⅱの減額認定証をお届けする人で、長期入院に該当すると思われる人は、医療機関が発行した領収書など入院日数が確認できるものを持参して、7月31日(火)までに保険年金課・各支所(御調は御調保健福祉センター)で申請してください。

国民健康保険に加入している皆さんへ

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

～医療機関へ受診した場合の窓口での支払いが、限度額までになる認定証です～

現在交付されている「国民健康保険限度額適用認定証（市民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証）」の有効期限は7月31日（火）です。引き続き認定を希望する人は、再度申請してください。

また、現在交付されていない人が、医療機関の窓口でその所得区分に応じた自己負担限度額を適用するためには、「限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」が必要になります。認定を希望する人は申請してください。非課税世帯の人は、食事代も減額になります。

なお、70～74歳で市民税課税世帯の人は、高齢受給者証の提示により自己負担限度額が適用されるため、申請は不要です。※保険料を滞納していると認定証を交付できない場合があります。

申請に必要なもの 国民健康保険被保険者証、印鑑（朱肉を使うもの）、認定証（現在お持ちの人）

※区分「C」または「II」の認定後、12カ月以内の期間での入院日数が90日を超えた場合、食事代がさらに減額になります。該当すると思われる人は、入院日数が確認できる書類（領収書、入院証明書など）を持参してください。

申請場所 保険年金課申請給付係、各支所（御調は御調保健福祉センター）

☎保険年金課申請給付係（☎0848-25-7142）
因島福祉課保険年金係（☎0845-26-6218）

●70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額（※2）
上位所得者世帯（※1）A	150,000円+（総医療費-500,000円）×1%	83,400円
一般世帯B	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
市民税非課税世帯C	35,400円	24,600円

（※1）基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯。所得の申告がない場合も上位所得者とみなします。
（※2）過去12カ月の間に一つの世帯での自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降の限度額

●70～74歳の人の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来の限度額（個人単位）	外来+入院の限度額（世帯単位）	
現役並み所得者世帯	44,400円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	4回目以降の限度額（※5） 44,400円
一般世帯（現役並み所得者以外の市民税課税世帯）	12,000円	44,400円	
低所得者II（※3）	8,000円	24,600円	認定証の提示必要
低所得者I（※4）	8,000円	15,000円	認定証の提示必要

（※3）世帯主および国保加入者全員が市民税非課税の世帯に属する70歳以上の国保加入者
（※4）※3の世帯であって、かつ、世帯員の各所得が、必要経費・控除（年金所得は80万円で控除）を差し引いたときに0円になる世帯に属する70歳以上の国保加入者
（※5）過去12カ月の間に一つの世帯での自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降の限度額

介護保険負担限度額認定の更新手続きはお済みですか

介護保険負担限度額認定とは、所得が少ない人の施設利用が困難とならないように、本来は全額自己負担である「居住費」と「食費」に限度額を設けた制度です。

介護保険負担限度額認定証（桃色）をお持ちの人は、有効期間が6月30日で切れていきますので、更新申請をしてください。

対象 要介護・要支援認定を受けている人で、市民税が非課税の世帯に属する人か生活保護受給者のいずれかに該当する人

※資格要件を満たしている人には、認定期間が「平成24年7月1日～平成25年6月30日」の新しい認定証（緑色）を交付します。利用施設に被保険者証とともに提示してください。

申請に必要なもの 印鑑、介護保険負担限度額認定証（桃色）

提出期限 7月20日（金）

※期限後も申請できますが、8月1日以降に申請があった場合は、認定期間が申請月の初日からとなります。

☎高齢者福祉課介護認定給付係（☎0848-25-7118）
因島福祉課保険年金係（☎0845-26-6221）

